

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 基本理念及び国等の責務

### 一 基本理念

この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないことを基本理念として定めるものとする。 (第一条の二関係)

### 二 国等の責務

1 国の責務に、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議における定期的な評価その他のこれらの者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定を追加するものとする。 (第四条第一項関係)

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するため必要となる支援等の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないものとする。

(第四条第二項関係)

3 国民は、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援等の協力をするよう努めなければならないものとする事。

(第七条関係)

第二 公共交通事業者等の範囲の拡大

この法律における「公共交通事業者等」に、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法による旅客不定期航路事業者を加えるものとする事。

(第二条第四号関係)

第三 公共交通事業者等による取組の強化

一 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援に係る努力義務の創設  
公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するため必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする事。

(第八条第四項関係)

二 公共交通事業者等による計画の作成等

1 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、旅客施設及び車両等を公共交通

移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置等並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に  
関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする事。  
(第九条の二関係)

2 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、1の判断の基準となるべき事項を勘案して、旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置等の実施について必要な指導及び助言をすることができ、  
きるものとする事。  
(第九条の三関係)

3 公共交通事業者等(一定の要件に該当するものに限る。4及び5において同じ。)は、毎年度、1の判断の基準となるべき事項において定められた目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとする事。  
(第九条の四関係)

4 公共交通事業者等は、毎年度、3の計画に基づく措置の実施の状況等を主務大臣に報告しなければならないものとする事。同時に、これらを公表しなければならないものとする事。

(第九条の五及び第九条の六関係)

5 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が1の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるとするとともに、勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする事。

(第九条の七関係)

第四 高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる情報の提供

道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、これらの者が管理等する新設特定道路、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設及び新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路等を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならないものとする事。

(第十条、第十一条、第十三条及び第十四条関係)

第五 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等

一 建築主等は、一定の要件に適合する建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円

滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設の敷地に隣接し、又は近接する土地において当該建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるものとする。

二 所管行政庁は、一の計画が一定の基準に適合すると認めるときは、認定をすることができるものとする。

三 二の認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けるものとする。

（第二十二條の二関係）

## 第六 市町村による移動等円滑化の取組の強化

### 一 移動等円滑化促進方針の作成等

1 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとする。

2 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実

な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする事。

(第二十四条の二関係)

3 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設等当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある一定の行為をしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、行為の種類等を市町村に届け出なければならないものとする事。

4 市町村は、3の届出があつた場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができるものとする事。

5 市町村は、4の要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができるものとする事。主務大臣は、当該通知があつた場合において、当該要請を受けた者が正当な理由がなくて必要な措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措

置を実施すべきことを勧告することができるものとする。

(第二十四条の六関係)

## 二 基本構想の作成等

市町村は、基本構想を作成するよう努めるものとともに、都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、基本構想の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。 (第二十五条関係)

## 三 移動等円滑化促進方針及び基本構想の評価等

市町村は、移動等円滑化促進方針又は基本構想を作成した場合には、おおむね五年ごとに、移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針又は基本構想を変更するものとする。

(第二十四条の三及び第二十五条の二関係)

## 四 市町村による情報の収集、整理及び提供等

1 移動等円滑化促進方針又は基本構想には、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができるものとする。

2 移動等円滑化促進方針又は基本構想において、市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針又は当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（第二十四条の七及び第四十条の二第一項関係）

3 公共交通事業者等及び道路管理者は、2の情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつたときは、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならぬものとし、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、当該市町村の求めがあつたときは、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならないものとする。

（第二十四条の八及び第四十条の二第二項関係）

## 第七 移動等円滑化施設協定

一 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定める移



動等円滑化施設協定を締結することができるものとする。

二 移動等円滑化施設協定は、市町村の認可を受けなければならないものとするとともに、当該認可の公告のあった移動等円滑化施設協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化施設協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(第五十一条の二関係)

## 第八 その他

その他所要の改正を行うものとする。

## 第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二、第三、第五及び第七の改正規定等は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第五条関係)